

## アフターコロナ支援策～東京都の設備投資助成金～

アフターコロナに向けて、激変する市場に適応（トランスフォーム）するにあたって後押ししてくれる制度を紹介します。今回は最大1億円と金額の大きい、「**革新的事業展開設備投資支援事業**」の紹介です。

### 革新的事業展開設備投資支援事業とは？

更なる発展に向けた競争力強化、成長産業分野への参入、IoT・ロボット活用、後継者によるイノベーションを目指す中小企業に対して、**機械設備の購入経費の一部を**、東京都（東京都中小企業振興公社）が助成する制度が『**革新的事業展開設備投資支援事業**』です。この制度は年2回、**概ね春と秋に募集**されています。次回（第7回）は**今年の10月頃**から募集の案内が開始される見込みです。

<助成率・助成限度額>

事業区分		申請者区分	助成率	助成限度額	助成下限額
Ⅰ 競争力強化	中小企業者	A	1/2以内	1億円	100万円
	小規模企業者	B	2/3以内	3千万円	
Ⅱ 成長産業分野		C	2/3以内	1億円	
Ⅲ IoT・ロボット活用		D	2/3以内	1億円	
Ⅳ 後継者イノベーション		E	2/3以内	1億円	

### 本助成金の特徴

- ・**最大1億円**と金額の大きい助成金！

本助成金は、最大助成額が1億円となっており、他の補助金・助成金と比べても特に規模が大きく、小規模企業者向けの最大3千万円の枠も用意されています。

- ・**機械装置の設置場所は都外近県でもOK!**

本助成金は、必ずしも東京都内に設備を設置する必要はなく、本店が他県でも対象になる可能性があります。①2020年4月1日現在で東京都内に登記簿上の本店又は支店があり、都内で2年以上事業を継続しており都内に設置する場合、②もしくは都外設置(都外近郊の各県(神奈川、埼玉、千葉、群馬、栃木、茨城、山梨)が可)の場合は都内に本店があること、この要件を満たせば対象になります。

- ・**ものづくり補助金と併願可能**

他の機関の補助金・助成金との併願が可能です。2重で受け取ることはできないので、両方採択された場合にはどちらかを辞退することになります。

- ・**申請時の特徴**

書類を申請する前に、書類提出日の予約が必須で審査は2回（1次審査：書類と2次審査：面接・書類）あります。申請書類は多く（約10Pの事業計画、10年分の収支計画等、直近3期分の確定申告書・決算書、登記簿謄本、納税証明書等）、申請の受付期間は約1週間と短いので、早めの準備が必要です。

今回紹介した助成金は例年あるものですが、そのほか東京都中小企業振興公社では、新型コロナウイルス等感染症関連商品の製造設備を補助する「**新型コロナウイルス感染症緊急対策設備投資支援事業**（最大1億円）」等新型コロナウイルス対策の助成金もまだまだ活用できるものがあります。